

第2次浜田市総合振興計画 R7年度進捗評価資料に係る委員意見と回答

No.	委員名	資料 番号	ページ	項目	意 見	担当課	回 答
1	長 藤 裕 美	1	1, 2		12【第2次計画の振り返りの第3次計画への反映について】 審議会委員の任期は令和8年度から令和11年度までの4年間とされており、第3次計画の策定と、第2次計画の最終年度(令和8年度)の進捗管理とが、同一の審議会で行われることとなります。 第2次計画の振り返りは、第3次計画のどの資料に、どのような形で反映される予定でしょうか。前回審議会において「第2次浜田市総合振興計画の振り返りとして整理し、それを踏まえた上で次期総合振興計画を作成する」との対応方針が示されておりましたので、その具体化の状況についてお聞かせください。	事務局 (政策企画課)	振り返りについては、現計画の最終年度を反映させることは難しいため、この度お示した令和7年度までの進捗状況を踏まえて振り返りを掲載するように考えております。第3次計画の素案の中でお示しさせていただきますので、その際にご確認いただきたいと思います。
2	長 藤 裕 美	2	2		11【新しい指標(幸福度等)に向けた進捗管理手法について】 資料2の2ページに記載されている通り、現在の目標指標の評価基準は、増加・減少・維持の各項目について、達成率(実績値／目標値)により算出する明確な手法がとられています。 第3次計画では「幸福度」(0～10点で把握)のような主観指標の導入が検討されていると伺っており、市民のウェルビーイングに着目した素晴らしい取組だと感じています。 一方で、こうした主観的な指標は、従来の「計算式による一律の達成率」だけでは進捗の評価が難しい側面もあるかと推察いたします。 今後、こうした新しい指標の特性に合わせた第3次計画の進捗管理や評価手法について、どのような工夫や方向性を検討しておられるか、現時点でのお考えをお聞かせください。	事務局 (政策企画課)	幸福度につきましては、現在、毎年行う市民アンケートをもとに指標を見ていくこととしております。 ご指摘のとおり、市民の主観的な指標となるため、評価は難しいところがありますが、各政策の目標を幸福度を達成するための目標となるように定め、それを具体的にどのような施策を重点的に取り組むかをしっかり計画に盛り込めるように検討しております。 評価手法につきましては、現時点において、第2次計画の進捗状況でお示しさせていただいた内容と同じように、それぞれの目標に対してABCの三段階評価によるものを考えております。
3	長 藤 裕 美	3	3		1【目標の実現可能性と官民の役割分担について】 社会増減は10年平均▲314人、直近4年平均▲315人で「横ばい」と評価されています。第3次計画が目指す水準(毎年432人の転出抑制・転入促進により社会増減を+237人に転換)は、この10年間の実績から見て相当の転換となります。 この転換について、市の直営施策で担う部分と、民間事業者・大学・地域団体等との連携により担う部分とを、それぞれどの程度と想定しておられるでしょうか。現時点でのお考えをお聞かせください。	事務局 (政策企画課)	社会増への転換について、市と民間等で役割を分担することまで想定はしておりません。市を中心に県や民間事業者等と連携を図りながら、それぞれが目標に向かって取り組むことで達成したいと考えております。
4	堀 越 保 幸	4 5	4 全般	No.4～ No.157 2026年度目標値	進捗評価C項目において(資料5)2026年度目標値が2025年度の実績値と一層乖離している様に見受けられる値があります。 目標値については、「今後の展開」やある程度の目論見からの想定値と考えてよろしいでしょうか。 それとも追加年度としての継続関連性に配慮した、あくまでも「目標」の値であると理解してよろしいでしょうか。	事務局 (政策企画課)	ご意見のとおり、目標値につきましては、今後の展開などある程度見込みながらの数値としております。目標値に対する考え方としては、当初目標に重きを置くために、実績と開きがあっても下方修正はしないこととしております。

第2次浜田市総合振興計画 R7年度進捗評価資料に係る委員意見と回答

No.	委員名	資料 番号	ページ	項目	意 見	担当課	回 答
5	長 藤 裕 美	5	全般	全般	10【目標の実施主体の整理について】 本資料に掲載された159項目の目標について、市の直営事業以外(民間事業者・地域団体・大学等が実施主体となるもの)が占める割合は把握されていますでしょうか。第3次計画では、目標ごとに実施主体を明示する整理を行われるお考えはありますでしょうか。	事務局 (政策企画課)	159項目の目標について、市の直営事業以外が占める割合が重要であると考えていないため把握はしておりません。また、現段階において、第3次計画において明示等することは考えておりません。
6	長 藤 裕 美	5	全般		15【今後伸ばすべき分野の選定と、その根拠データについて】 第3次計画では、政策目標Ⅲにおいて「働く選択肢を広げる」ことが掲げられています。選択肢を広げるためには、既存産業の維持とは別に、今後市内で伸ばしていく分野を選定する作業が必要になると考えます。 参考として、宮崎県日南市(人口約4.6万人)では、民間から登用したマーケティング専門官が職種別の有効求人倍率を分析し、事務職の有効求人倍率が0.2倍程度と極端に低いことを把握したうえで、事務職の求人を多く持つIT企業の誘致に対象を絞り込み、15社の進出と約170人の雇用につなげています。 浜田市におかれては、職種別・産業別の求人求職ギャップ、市内高校・大学等卒業生の就職先産業、市外へ流出している職種などのデータを、産業政策の立案にどのように用いておられるでしょうか。第3次計画で重点分野を設定される場合、その選定基準と根拠データをお示ください。	商工労働課	働く選択肢を広げるためには、既存産業の維持だけでなく、今後、浜田市として伸ばしていく産業・分野を見極めることが重要と考えています。 本市では、求人・求職状況や産業別・職種別の雇用状況に加え、現在検討している「人材還流の取組」において、市内高校等の卒業生の進路状況や市外への人材流出についても分析を進めています。 今後は、これらのデータを組み合わせ、「市内でどのような人材が不足しているのか」、「どの分野から人材が流出しているのか」、「今後の分野で働く場を増やす必要があるのか」を整理し、産業政策と人材還流施策を一体的に進めていくことが重要と考えています。 なお、第3次総合振興計画における重点分野の選定基準や根拠データについては、今後の計画策定の中で検討していくこととなるため、現時点で確定した内容をお示しすることはできません。
7	村 井 栄美子	5	11、 96	No.110	どのような方が研修を受けられたのか、それがどのように地域に受け入れられているのかまた今後どのような支援をどのように考えておられるのか。	まちづくり社会教育課	受講者は市職員のほか、町内会役員や地区まちづくり推進委員会、まちづくりに関心のある市民です。出前講座や協働のまちづくりフォーラムを通じて、「協働」への理解を深めるとともに、地域の盛り上げに向けた意識醸成や新たな事業実施といった成果が出ています。 今後は、単なる講座等の開催にとどまらず、引き続き、まちづくりセンター等による受講者やまちづくり団体への伴走支援やネットワーク化を図ってまいります。また、講座等の内容についても実践的なステップアップ研修の充実を図ってまいります。
8	村 井 栄美子	5	16	No.157	住民基本台帳 県大生の住民票はどうなっているのか また行政連絡員に来る所帯一覧表の人数と実所帯人数の違い、(アパートなど)	事務局 (政策企画課) 総務課	県立大学生の住民票については、転入・転出届の際に県立大学かどうかの確認を行っていないため、実情の把握は出来ておりませんが、浜田市に住民票を移すよう、促しています。 行政連絡員に送付する世帯一覧表は、住民基本台帳に登録のある世帯主の一覧表です。住民票の異動手続きをされずに転入又は転居された場合、実際との不一致が生じます。

第2次浜田市総合振興計画 R7年度進捗評価資料に係る委員意見と回答

No.	委員名	資料 番号	ページ	項目	意 見	担当課	回 答
9	長 藤 裕 美	5	30 全般		13【産業政策の前提:漁業の実態把握について】 第3次計画の政策目標Ⅲ(地域産業を育て、働く選択肢を広げる)において、水産業は引き続き市の基幹産業として位置づけられているものと理解しております。他方、公表統計を確認いたしますと、漁業就業者数は令和5年漁業センサスで186人(平成30年288人、平成25年276人)、漁業経営体数は96経営体となっており、令和2年国勢調査の市内就業者27,156人(うち第1次産業1,588人・5.8%)と対比すると、漁業(水産加工業その他の関連事業を除く)が就業者に占める割合は1%に満たない水準となります。 つきましては、第3次計画において水産業を重点分野として位置づけるにあたり、①漁業就業者数、②漁業により市内で得られている所得の総額、③漁業が市内経済に及ぼす波及効果(生産誘発額・付加価値誘発額等)について、市として把握しておられる数値をお示ください。把握が及んでいない項目がある場合は、第3次計画の策定までに把握される予定があるかどうかをお聞かせください。 なお、浜田漁港の水揚げ金額(令和7年 約33.0億円)は、他地区・他県船の水揚げを含む漁港としての取扱高であり、市内漁業就業者の所得とは異なる指標と理解しておりますので、この点の整理もあわせてお願いいたします。	水産振興課	ご質問の3点については、①漁業就業者数は本市においても漁業センサスにより把握しております。一方、②漁業により市内で得られている所得の総額、③漁業が市内経済に及ぼす生産誘発額や付加価値誘発額については、市全体を集計・分析した数値は現時点では把握できておりません。 また、ご指摘のとおり、令和7年の浜田漁港の水揚げ金額約33億円は、市内漁業者による水揚げに加え、市外・県外の漁船による水揚げを含む漁港全体の取扱高であり、これを市内漁業者の所得と捉えているものではありません。 その上で、本市が水産業を基幹的な産業の一つと位置付けているのは、浜田漁港は、県内唯一の特定第3種漁港として水産物流通の拠点となっており、漁業を基盤として、水産加工、冷凍冷蔵、運送等の関連産業が形成されています。このように、水産業は漁業そのものに加え、関連産業を含めて地域経済を支える産業基盤としての役割を有しているためです。 なお、漁業就業者数や経営体数が減少している現状は重く受け止めており、これまでの規模を維持するだけでなく、担い手の確保、水産物の高付加価値化、ブランド力の向上、流通・加工機能の強化などにより、漁業者の所得向上と水産業全体の付加価値を高めていくことが重要であると考えております。 第3次浜田市総合振興計画の策定に当たっては、いただいたご意見や既存統計等も参考にしながら、漁業所得や水産業が地域経済に及ぼす効果について、可能な範囲で把握に努め、今後の施策の評価や目標設定に生かしてまいります。

第2次浜田市総合振興計画 R7年度進捗評価資料に係る委員意見と回答

No.	委員名	資料 番号	ページ	項目	意 見	担当課	回 答
10	長 藤 裕 美	5	30		14 【政策資源の配分と産業構造の対応について】 令和4年度一般会計決算(目的別歳出)では、農林水産業費が35億5,596万円(歳出の8.7%)であるのに対し、商工費は11億3,025万円(2.8%)、労働費は3,342万円(0.1%)となっています。同年度には高度衛生管理型荷捌所整備事業(当年度事業費18億2,927万円)が実施されており、水産関連の基盤整備に相当の政策資源が投じられていることが分かります。 これらの投資の意義を否定する趣旨ではございませんが、第3次計画において、分野ごとの政策資源の配分をどのような考え方で決定されるのでしょうか。就業者数・付加価値額・担い手の将来見通しといった指標を配分の判断材料とされるお考えはありますでしょうか。あわせて、既に実施された基盤整備について、投資額に対する効果(水揚げの増加、就業者の増加、所得の向上等)をどのように検証されるかについてもお聞かせください。	財政課 政策企画課 水産振興課	第3次浜田市総合振興計画に掲げる政策別の目標(KPI)の実現に向けては、限られた政策資源を最大限に活かすことが求められており、特に財源の最適配分においては、政策(分野)と予算事業を紐付け、政策評価の結果を翌年度の予算配分に反映していく手法について検討しています。また、第3次浜田市総合振興計画の政策KPIについては、施策の実施状況を示す「アウトプット指標」ではなく、施策の結果として市民生活や地域にどのような変化・成果が生じたかを示す「アウトカム指標」を基本として、現在整理を行っているところです。 総事業費約65億円を投じた高度衛生管理型荷捌所は、当市の基幹産業である水産業の再生と、特定第3種漁港として安全・安心な水産物を安定的に供給するための重要な基盤施設です。 一方で、こうした施設整備の投資効果を最大限に発揮するためには、荷捌所の運用に加え、冷凍冷蔵機能などの陸上機能の強化や水産物のブランド化・販路拡大など、ハード・ソフト両面の取組を連携して進めることが重要であると考えております。 投資効果の検証については、魚価の向上や漁業者の所得、水揚げの確保など、荷捌所の整備が水産業の経済活動にどのように寄与しているのかを把握できる指標を検討し、効果の可視化に努めてまいります。あわせて、関連施策を一体的に推進し、将来の雇用と所得につながる持続可能な水産業の構築に取り組んでまいります。

第2次浜田市総合振興計画 R7年度進捗評価資料に係る委員意見と回答

No.	委員名	資料番号	ページ	項目	意見	担当課	回答
11	長 藤 裕 美	5	30		17【水産業を重点分野とする場合の目標指標と実施主体について】 浜田漁港の水揚量は平成2年の198,104トンから令和7年の9,177トンへ、水揚げ金額は116億3,075万円から32億9,790万円へと推移しています。水揚げ量・水揚げ金額・港湾施設整備率といった指標は、資源変動や他港の動向に左右され、市の施策努力との対応関係が見えにくい面があると思われます。 参考として、宮城県石巻市は、水産業担い手育成事業を一般社団法人に委託し、漁業者だけでなく加工・卸売・販売・情報発信に携わる人材を含めて「フィッシャーマン」と定義したうえで、10年で1,000人増という担い手ベースの目標を設定しています。 第3次計画において、水産業の目標指標を「担い手数」「就業者の所得」「新規就業者の定着率」等に置き換えるお考えはありますでしょうか。また、担い手の確保・育成に関する事業について、市の直営で実施されるのか、外部組織への委託を想定されるのかについてもお聞かせください。	水産振興課	ご指摘のありました、水揚げ量や水揚げ金額については、漁業資源の状況や魚価、他港の動向など、市の施策だけではコントロールできない要因の影響を受ける指標であると認識しております。 一方で、水産業の現状を把握し、施策の成果を評価する上では、水揚げ量や水揚げ金額等の指標に加え、担い手の確保など、市の施策との関連性がより明確な指標を設定することも重要であると考えておりますので、第3次浜田市総合振興計画の策定においては、漁業就業人数や新規就業人数、定着率などの「担い手」に関する、目標指標への設定について検討してまいります。 なお、「就業者の所得」については、販売額や漁業所得については個々の事業者や漁業者の経営状況に関わる情報であることから、現時点では成果指標として設定することは難しいと考えております。 一方で、ご指摘のような最終的な成果につながる視点は重要であると認識しておりますので、いただいたご意見も参考にしながら、新たな成果指標の設定について研究してまいります。 また、担い手の確保・育成に関する事業については、現在も関係機関や漁業関係団体等と連携して取り組んでおり、今後も関係団体等との連携・協力のもとで事業を実施してまいります。その上で、事業の内容や専門性等を踏まえ、必要に応じて外部組織への委託等も含め、より効果的な実施方法を検討してまいります。
12	長 藤 裕 美	5	36		9【脱炭素の取組を活かした企業誘致と浜田港の振興について】 資料5の36ページにおいて「企業誘致の推進」が掲げられており、同時に環境部門(69ページ)では「2050年カーボンニュートラルを目指して」という基本方針が示されています。 現在、多くの企業がサプライチェーン全体での脱炭素化を経営課題としており、「再生可能エネルギーを活用できる環境」は企業誘致における大きな強みとなります。すでに浜田漁港等において、民間資金(PPA事業等)を活用した再生可能エネルギー導入の動きも出始めている中で、第3次計画において、こうした市内の脱炭素の取組を「浜田港のさらなる機能強化(カーボンニュートラルポート化の検討など)」や「新たな企業誘致のインセンティブ」として積極的に接続し、産業振興の武器として活用していくようなお考えはありますでしょうか。	産業振興課 環境課	ご意見のとおり、脱炭素の取組を浜田港のさらなる機能強化や、新たな企業誘致のインセンティブとして活用していくことは、今後検討すべき重要な視点であると認識しております。 企業誘致につきましては、これまで雇用の創出や地域経済への波及効果、企業の投資規模などに応じて県と一緒に進んできたところであり、脱炭素を直接的な誘致インセンティブとして位置付けるまでには現在至っていない状況です。 企業の立地ニーズや国・県の動向等を見極めながら、必要に応じて対応してまいります。 浜田港のカーボンニュートラルに関しては、島根県が計画を策定し推進しているところで、市としても連携・協力して取り組みます。また、隣接する浜田漁港についても島根県の管理港であり県が中心となつて取組むこととなります。 浜田市としては、島根県に協力すると共に、企業誘致の観点からも港のより一層の脱炭素化を図ることが大切だと考えており、港の利用者、立地企業などの関係者と連携して脱炭素化につながる施策の提案を行い、官民連携してカーボンニュートラルポートの実現に向けた働きかけをしていきたいと考えております。

第2次浜田市総合振興計画 R7年度進捗評価資料に係る委員意見と回答

No.	委員名	資料 番号	ページ	項目	意 見	担当課	回 答
13	栗 栖 真 理	5	44～45	全般	放課後児童クラブや保育士の育成、経営・運営、保育の質に関する課題はどうでしょうか。気候危機が進むなかで、子どもが遊び・育つ環境の保障も大きな課題であると感じています。これもSDGsと密接に関わっており、「気候変動に具体的な対策を」の視点から、環境整備が急がれます。分野ごとの計画は個別の計画があるので、そこでの議論になるかもしれませんが、他部局や市民との連携も視野に横ぐしに見ていく作業が必要だと感じています。	子ども・子育て支援課	気候変動に伴うこどもの遊び・育つ環境の保障については、夏の酷暑対策が主な内容であると思います。放課後児童クラブや保育の現場においては、比較的涼しい時間帯での外遊びの実施や水分補給の徹底などを行っています。設置場所等によって異なる環境の中で、それぞれの現場でできる対策は講じていますが、別の視点から新たな取組のヒントが得られる可能性があると思いますので、他部局や市民との連携は重要であると考えます。
14	栗 栖 真 理	5	56～60	全般	現在、不登校の児童生徒が増加しているが、ここにあがっているアンケート結果に、その子どもたちの声は含まれていますか？含まれていないとすれば、今後の計画策定にあたって、声をあげにくい子どもたちの意見をどのように反映していくのか、検討が必要でしょう。第2次の計画は全体を通じて、一応SDGsを意識したものになっており、「すべての人に質の高い教育を」も掲げられていますが、表層的なものにとどまっている印象を受けます。これだけ不登校やひきこもりなど、子ども・若者をめぐる社会課題（個人モデルでなく社会モデルとして考えていきたい。）を抱えている浜田市として、今回の評価からはその危機感が読み取れません。詳細は教育振興計画に委ねることになると思いますが、少子化が進むなかで、少なく生まれた子どもたちのウェルビーイングの視点を重視する計画を期待します。	学校教育課	次期総合振興計画に当たってのアンケートは、小学校5・6年及び中学校を対象として実施したと伺っていますので、委員が指摘された声があげにくい子どもの意見は反映されているものと認識しています。不登校等の課題に対しては、危機感を持っており、校内教育支援センターの充実を図っているほか、今年度、オンライン相談窓口の設置を行うこととしています。子どもたちが、中学校を卒業する段階で、将来に希望を持てるように、個々の特性や実態等に応じた必要な支援方法を検討していきます。
15	栗 栖 真 理	5	62		図書館利用者カードの登録者について 登録者は増えているように見えますが、これは過去に登録した利用者数が累積された数であって、開館当時に登録した人が継続的に登録更新し、実際の利用につながっている人数とは開きがあるのではないのでしょうか。社会教育施設のアウトカムの在り方も含めて、今後は図書館振興計画を策定して、浜田市における図書館の在り方に立脚した成果指標を設けていく必要があるのではないのでしょうか。	教育総務課	図書館利用者カードの登録者数は、ご推察のとおり累積された数値となっております。したがって、登録後に転出された方や、死亡された方、また、登録したものの長期間利用の無い方の人数も入っている現状です。次期総合振興計画においては、例えば図書館利用者の実人数を指標とするなど、現状を正しく反映する成果指標への見直しが必要と考えます。
16	長 藤 裕 美	5	69	No.71 No.72	3【公共施設への再生可能エネルギー導入方式について】 住宅用太陽光発電の普及目標についてですが、現状の目標件数は市内のポテンシャルに対してやや控えめな印象を受けます。単なる件数ベースではなく、例えば「設置可能棟数に対する割合」や「地域全体の総発電容量」など、より実態に即した客観的な指標（KPI）へ再設定し、実効性のある普及策を講じるべきではないのでしょうか。一方、公共施設への導入については、目標20施設に対して実績2施設（達成率10.0%）にとどまっており、取り組みの大幅な遅れが懸念されます。公共施設への導入のハードルとなる初期費用や維持管理の課題をクリアし、計画を確実に前進させるためには、第三者所有モデルなど、民間資金やノウハウを活用したスキームを単発の取り組みで終わらせず、今後の「市の基本的な整備手法」として本格的に位置づけていく必要があると考えます。今後の民間事業者との連携方針や、広く展開していく際の事業者選定の基本的な考え方についてお聞かせください。地域の再エネ電源確保は、脱炭素化のみならず災害時のレジリエンス強化にも直結する重要な課題です。国の補助事業などの最新の動向も踏まえ、着実に成果を上げていくための市の具体的な戦略を伺います。	環境課	住宅用太陽光発電の普及については、長年の取り組みである程度進んできたものと思っておりますが、少子高齢化と資材高騰、中国製への懸念の波で鈍化していると感じております。これを大きく打開するには、日本製のペロブスカイト太陽電池の普及に期待しているところです。また、住宅用太陽光発電の普及に関しては、市外事業者の営業活動によるところが大きく、地元事業者の更なる営業活動を期待するものです。公共施設への太陽光パネル設置は、建物の状況等により導入が難しいものが多いのが現状です。これらに対しては、使用する電気を再エネ電気に順次切替えていくことや、民間事業者を活用してのオフサイトPPAなどで脱炭素化を進めていきたいと考えております。いずれにしても、地元事業者による新たな事業スキームが提案され行政と協調して展開することで、個人住宅や公共施設への再生可能エネルギーの導入と災害レジリエンスの向上を図っていくべきと感じているところです。

第2次浜田市総合振興計画 R7年度進捗評価資料に係る委員意見と回答

No.	委員名	資料 番号	ページ	項目	意 見	担当課	回 答
17	長 藤 裕 美	5	69	全般	18【エネルギーの地産地消と地域内経済循環の推進について】 環境部門の基本方針に掲げられている「エネルギーの地産地消」についてお伺いします。現在、発電量や地域内での消費割合、あるいは電力調達を通じた地域内経済循環額などについて、具体的な数値目標の設定や効果測定は行われているでしょうか。もし現状で設定されていない場合、今後こうした指標を取り入れていくお考えはありますでしょうか。 また、市内で発電された風力や太陽光などの再生可能エネルギーの価値を地域内に留め、公共施設や地元企業へ直接供給するスキーム(地域新電力の活用や相対契約など)の構築に向けた検討は進められているでしょうか。 近年、データセンター等の新設に伴う電力需要の逼迫や、国際的な価格高騰が懸念されており、今後は脱炭素価値や電力そのものの確保を巡る競争が激化することが予想されます。さらに炭素税の導入なども見据えると、大手の既存電力に依存し続ける構造では、価格転嫁等によって市民生活や地域経済が大きな影響を受けるリスクがあります。 こうした将来的なリスクに対する市の危機感や、自前のエネルギー供給体制・自助努力のあり方について、どのようにお考えか対応策をお聞かせください。	環境課	エネルギーの地産地消について、具体的な数値目標の設定や効果測定は行っておりませんが、市内で発電された風力や太陽光などの再生可能エネルギーの価値を地域内に留め、公共施設に供給するスキームは一部実施しております。 エネルギーの地産地消と地域内経済循環の推進は、非常に重要な観点だと思っており、この実現に向けた施策を模索し展開していく所存です。 その具体策として、「浜田市のエネルギー地産地消と地域経済循環に寄与する再生可能エネルギー由来電力の調達契約に関する基本方針」を定め、市の公共施設へ地元事業から再エネ電力の調達を始めたところです。さらに、「(仮称)浜田市再生可能エネルギー発電事業と地域との調和に関する条例」を検討しており、エネルギーの地産地消と地域経済の循環を実現する発電事業を促していきます。 今後も地元事業者と協力しながら、一層のエネルギーの地産地消と地域経済の循環を実現していきたいと考えております。
18	村 井 栄美子	5 6	80 23	No.91 No.34	あいのりタクシーの利用促進について 山間の独居の方などは使えない、近所も少なく、公共交通を使うにも、バス停まで、タクシーを使わなくてはいけないところもある。福祉タクシー券では持たない、もっと使いが手のいい方法はないのか。 のり合わせてと言われるが、遊びに行くのらいいけど病院は1人1人日にちも時間も違う。	まちづくり社会教育課 交通対策室	あいのりタクシー等運行支援事業については、地区まちづくり推進委員会が、高齢者等の交通手段の確保を行う事業としており、片道利用が2名以上となるように運行していただく事業としています。ただし補助金額が半分にになりますが、1名での利用もできるものとしております。 ご指摘のとおり1人での利用が難しいという意見をいただいておりますが、個々の利用については敬老福祉乗車券により、移動経費の負担について軽減を図っています。こちらの制度も含めて、山間部の移動手段確保等について引き続き検討してまいります。
19	長 藤 裕 美	5	81		7【デジタル化の基盤となるスマートフォン普及と市民サービスについて】 資料5の81ページにおいて、デジタル活用基礎講座(スマートフォン講座)が実施され、受講者のスキル向上が図られたことが報告されています。こうした講座の開催は有意義ですが、そもそもスマートフォンを「所有していない」層へのアプローチは、講座の実施だけでは埋めることができません。NTTによる固定電話網の将来的な廃止(2035年)も見込まれる中、すべての市民が確実なデジタル通信手段を持てるようにすることは、災害時の命綱や日常生活インフラとして急務の課題と考えます。 第3次計画において、高齢者等へのスマートフォンの普及(端末の所有促進)について、どのような目標や支援策を想定しておられるでしょうか。あわせて、普及が進んだ先の展開として、市の行政手続きや情報をワンストップで提供する「市民サービスアプリ」のような仕組みの導入について、現時点でお考えがあればお聞かせください。	DX推進課	スマートフォンの普及につきましては、民間事業者が主体となって取り組んでいくことに期待しています。 また、当市におけるデジタル未普及者への対応につきましては、アナログの良いところも十分に認め、アナログとデジタルの戦略的共存を追求する(やさしいデジタル)視点が重要だと考えています。 市民サービスアプリに関しましては、令和8年度から「デジタル市役所管理運営事業」を開始し、LINE公式アカウントの機能拡張に着手しております。こうした仕組みを活用して行政手続や情報発信等の利便性を高めていきたいと考えています。

第2次浜田市総合振興計画 R7年度進捗評価資料に係る委員意見と回答

No.	委員名	資料 番号	ページ	項目	意 見	担当課	回 答
20	長 藤 裕 美	5	83		4 【「公民連携」の定義と射程について】 本資料において「公民連携」という語が用いられているのは、中心市街地の下水道事業を効率的に実施するための施工手法としての記述(下水道課)のみと見受けられます。他方、第3次計画では「公民連携の推進」を横断的政策手段の筆頭に掲げる案が示されています。 第3次計画における「公民連携」とは、工事の発注方式を指すのか、政策の企画立案段階からの民間参画を指すのか、その定義と射程をお示しください。あわせて、推進の度合いを測る指標をどのように設定されるお考えかお聞かせください。	事務局 (政策企画課)	公民連携につきましては、市と民間企業・団体(民)が協力して、公共事業や社会課題の解決を図ることと定義しており、そうしたことから、前回の審議会で示させていただいた第3次計画案の中では、工事の発注方法や政策立案など、すべての政策を進めるにあたって共通の手段として示させていただいております。 また、度合いを測る指標につきましては、設定まで想定していません。
21	栗 栖 真 理	5	88～90	全般	防災について、基盤整備として自主防災組織が必要であり、目標値に掲げられていることはよいと思いますが、内実からいえば、浜田市として避難行動要支援者名簿は100パーセント作成されているのか。名簿だけでなく、個別避難計画の立案率はどうなのか。ことにハザード地区など優先地域での計画について、市はどのような伴走をしているのか。出前講座でカバーできているのかなど、このページだけでは見えないものがあります。福祉部門との連携など、横断的な取り組みや評価が必要でしょう。詳細は防災関連の計画に譲るものかとは思いますが、出前講座や自主防災組織の数が防災力の評価としては、弱い気がします。尚、私見ではありますが、個別避難計画のキーマンとして民生委員や自治会長、自主防災組織などがあるとは思いますが、計画率を急ぎあげるべきハザード地区などでは、ケアマネをキーマンにして、予算をつけて、災害時のケアプラン(インフォーマルな支援もマネジメントできるケアマネでないという意味がないが。。)を住民を巻き込んでつくってもらってはいかがでしょうか。(まちづくり委員会が依頼し、ケアプランの予算もそこから出すのも一案、市が横出しできるならなおよい。)そういった取り組みをしている自治体もありますし、実際地域の要支援者が今ショートステイなのか、デイサービスに行っているかなど、把握には時間がかかります。加えて、子ども基本法、子ども家庭庁・子ども大綱ができて自治体レベルでもその実効性が問われているなかで、災害時の子どもの居場所づくりなども盛り込んでいく必要があるでしょう。子ども家庭庁の発災時の子どもの居場所づくりのガイドラインはとても丁寧にまとめているので、よろしく願いいたします。今後は、子ども基本法に基づいて、全庁的に子どもの権利実現に向けての検証と具体化が求められています。子どもの権利条例はそのあと押しをするものではありませんが、制定を待つことなく、全庁的に評価、課題の整理は必要であると思います。子どもにやさしいまちづくり(これは支援や客体としての子ども観だけではなく、ユニセフが提唱するもの https://www.unicef.or.jp/cfc/about/)を全庁的に横ぐしにして考えていくことをこの度の計画でも期待します。若干後付け、表層的に当てはめたにとどまっている印象のあるSDGsの一覧表(2次計画の183ページの資料8)ですが、もし仮に、子どもの権利の実現というゴールがあるとすれば、各部門になんらかのタスクがあると思われますので、よろしく願いいたします。	防災安全課	避難行動要支援者名簿は、要介護認定や障がい者などの情報を基にして対象者を抽出し、対象者については100パーセント作成しております。ご本人の同意を得たうえで、自主防災組織、消防団、社会福祉協議会、民生児童委員、地区まちづくり委員会等へ情報提供しております。 個別避難計画の作成率は、令和8年4月1日現在で約23パーセントです。避難行動要支援者の個別避難計画の作成に対しては、地域の自主防災組織や町内会等に対しても、防災出前講座や意見交換の場を通じて支援しております。出前講座はハザードマップの見方やマイタイムラインの作成が中心ですが、個別避難計画作成に関するご相談があった場合には、その都度対応しております。実際の避難支援には自主防災組織や町内会等の地域住民の協力が不可欠であり、引き続き支援を進めてまいります。 福祉サービスの利用のためのケアプランを作成することを通じ、平時から避難行動要支援者本人の心身の状況や生活実態等を把握しているケアマネジャー等の福祉専門職に計画作成を依頼するための予算は確保していますが、業務負担や地域との連携など多くの課題があります。 総合振興計画では指標を体系的に網羅することが難しく、主な指標として自主防災組織率及び出前講座開催回数を掲げております。これらのみでは評価として十分でない面がありますが、計画に掲載していない個別避難計画の作成率など過程を示す指標も別途把握し、福祉部門と連携しながら向上に努めております。 子ども家庭庁の発災時の子どもの居場所づくりガイドラインを踏まえ、避難所における子どもの居場所の在り方を具体的に検討してまいります。

第2次浜田市総合振興計画 R7年度進捗評価資料に係る委員意見と回答

No.	委員名	資料 番号	ページ	項目	意 見	担当課	回 答
22	中 島 良 二	5	89	No.102 No.103	今回の熊本地震を見ても、自主防災組織の組織率増は急がれると思いますが、防災出前講座は目標値を上回っているが、組織率向上につながっていないように感じます。その原因をどのように分析しておられますか。また、今後の対応についてお聞かせください。	防災安全課	防災出前講座は、開催要請の約2割が自主防災組織から、残り8割は未設立の町内会等からであり、住民全体の防災意識の底上げには着実に役立っているものと分析しております。一方、講座が個人単位の知識習得にとどまり、組織設立に不可欠な役員体制の構築や合意形成までは踏み込めていないためと考えられます。今後はこの意識の高まりを追い風に、未設立町内会への個別の働きかけや先行事例の共有により設立意欲の喚起につなげてまいります。
23	長 藤 裕 美	5	100		2【転出抑制側の目標設定について】 U・Iターン相談件数は達成率153.5%(A評価)、U・Iターン者数は100.5%(A評価)と、いずれも目標を達成しています。それにもかかわらず社会増減数が▲323人で横ばいであることは、転入促進側の施策が機能する一方で、転出抑制側に代表的な目標が置かれていないことによるようにも見受けられます。 第3次計画では、転出抑制側の代表的な目標(例えば島根県立大学卒業生の市内就職率・定着率など)を設定されるお考えはありますか。	事務局 (政策企画課)	第3次計画案の目標値の設定については、現在、どのような目標が良いかを検討しているところです。ご意見にありますように、転出抑制に向けて県立大学生の市内就職率の向上の取り組みについては、計画の中でも主な施策として掲げる予定としておりますが、どのような内容を目標値として定めるかについては今後もご意見をいただきながら検討していきたいと考えております。
24	長 藤 裕 美	5	103 全般		16【人材育成・ノウハウ蓄積を軸とした分野育成について】 人口減少下で持続的に効果を生む産業政策は、施設整備や企業誘致そのものよりも、市内に人材とノウハウが蓄積し、それが次の事業を生む構造をつくることにあると考えます。同規模の基礎自治体では、次のような例が見られます。 ・宮城県気仙沼市(人口約6.3万人、主要産業は水産業)……平成28年から「気仙沼まち大学構想」を掲げ、人材育成を市政の柱に位置づけ、気仙沼まち大学運営協議会を中間支援組織として市民・移住者の挑戦を継続的に支援。 ・長野県塩尻市(人口約6.5万人)……一般財団法人塩尻市振興公社が自営型テレワーク事業「KADO」において受注営業・品質管理・人材育成を一体で担い、平成22年の開始以来15年以上継続。蓄積したノウハウを安曇野市・立科町・大町市・新潟県糸魚川市等へ横展開。 ・島根県雲南市(人口約3.4万人)……平成23年開始の「幸雲南塾」により地域課題解決型の人材を育成し、卒業生による訪問看護ステーションの開設やコミュニティナースの全国展開など、新たな事業と雇用を創出。 ・岡山県真庭市(人口約4.0万人)……平成初期に地元の若手経営者が立ち上げた「21世紀の真庭塾」の議論を起点に、市が木質バイオマスを産業政策として継承。市の総世帯数を上回る発電量に達し、近年は公共施設へのオンサイトPPAも導入。 第3次計画において「人材育成の推進」を横断的政策手段に掲げられるにあたり、こうした「人材育成・ノウハウ蓄積を軸とした分野育成」を産業政策としてどのように位置づけられるお考えでしょうか。あわせて、蓄積されたノウハウの受け皿(市の直営組織／公社等の外郭団体／中間支援組織)をどこに置くとお考えかをお聞かせください。	商工労働課	人口減少や社会環境の変化が進む中、地域の活力を維持・向上させるためには、「人」を重要な地域資源として捉え、人材の育成と、その人材が地域で力を発揮できる環境を整えていくことが重要と考えています。 そのため、「人材育成・ノウハウの蓄積」は、単独の人材育成施策としてではなく、地域課題の解決や新たな事業・雇用の創出につなげるための、産業政策を支える横断的な手段として位置づけていくことが考えられます。 一方で、その受け皿となる組織について、具体的な検討には至っていません。今後、市民、事業者、教育機関、地域団体等との連携を進めながら、浜田市の地域特性や産業構造を踏まえ、どのような分野で人材育成を進め、それを地域の事業や雇用につなげていくことが効果的か検討していく必要があると考えています。 また、ノウハウの受け皿についても、市の直営組織、公社等の外郭団体、中間支援組織など、それぞれの役割やメリットを踏まえ、今後検討していきたいと考えています。

第2次浜田市総合振興計画 R7年度進捗評価資料に係る委員意見と回答

No.	委員名	資料 番号	ページ	項目	意 見	担当課	回 答
26	長 藤 裕 美	5	103		5【大学連携の「より実践的な活動」の受け皿について】 大学等高等教育機関と連携したまちづくり推進事業補助金の申請件数は達成率175.0%(A評価、13団体を支援)である一方、まちなかキャンパスの定期的な開催は75.0%(B評価)にとどまっています。また、島根県立大学学生研究奨励事業については、令和7年度をもって終了し「より実践的な活動に対する支援」に移行するとされています。 この「より実践的な活動」の受け皿について、市が直接担われるお考えでしょうか。あるいは、産学官をつなぐ中間支援組織を介する設計とされるお考えでしょうか。第3次計画における位置づけをお聞かせください。	政策企画課	島根県立大学生向けの支援を「より実践的な活動に対する支援」に移行させる件につきましては、これまで学生が課題解決や発展に資する研究等を行うことに対して支援していたものを、実際に活動することに対して支援する方向に切り替え、学生と地域との結びつきをより促進していくこととしたところです。よって、受け皿は主に地域の団体等と考えており、ご意見にあります、中間支援組織を介した活動ということも考えられるものと考えております。
25	長 藤 裕 美	5	103		6【県立大学卒業生の定着率の把握について】 島根県立大学との共同研究4件、学生研究奨励金7件・報奨金4件などの実績が示されています。第3次計画で示されている「ふるさと回帰1%戦略」は、市内の高校・大学等の卒業生(年間約818名と推計)の1%が毎年Uターンし、2045年までに累積1,890人に達することを前提としています。 この戦略の起点となる、現在の県立大学卒業生の市内就職率・定着率の実績値は把握されていますでしょうか。把握されていない場合、今後どのように把握される予定かお聞かせください。	政策企画課	県立大学生の市内就職の状況につきましては、大学側において状況を把握されており、その数値を把握しておりますが、その後の定着までは把握しておりません。 今後と同様に市内就職率は把握していきたいと思いますが、定着率については、個々に追っていくのは難しいことから、把握までは考えておりません。
27	長 藤 裕 美	5	121		8【官民連携事業の財源と自走性について】 ふるさと寄附額は令和4～8年度累計51.5億円、達成率103.0%(A評価)であり、企業版ふるさと納税については仲介業者によるマッチング支援サービスを活用されていることです。 第3次計画において、官民連携により実施する事業の財源として、企業版ふるさと納税をどのように活用されるお考えでしょうか。 また、国・県の補助金を財源とする連携事業について、補助終了後の自走の見通しをどのように確認されるかについても、あわせてお聞かせください。	ふるさと寄附推進室 財政課	企業版ふるさと納税を活用した官民連携事業の計画は現時点では特段ありませんが、官民連携事業に限らず、寄附を希望される企業の意向に沿い各種事業に有効に活用します。 国や県の補助金を財源とする官民連携事業に限ったことではありませんが、特に市から民間に対して交付する補助制度については、補助金に依存しない収益モデルの構築が求められます。なお、個別具体の確認は各担当課において実施しているところです。
28	佐々岡 真 理	6	4	No.44	高校生への給食提供について(提案) 少子化により学校給食センターの調理能力に余裕が見込まれる中、その機能を活用し、市内3高校への給食提供を検討してはどうでしょうか。食器での提供が難しい場合は、お弁当形式による希望制・定額制など、柔軟な方法での実施も考えられます。 小学校から高校まで、子どもたちが安心して栄養バランスの取れた食事をとれる環境を整えることは、健やかな成長を支える大切な取り組みです。また、保護者のお弁当作りの負担軽減にもつながり、子育て世代にやさしいまちづくりにつながります。さらに、送迎付きの私立高校を選ぶ家庭が増える中、市内高校で給食を提供することは大きな魅力となり、進学先として選ばれる高校づくりを後押しする取り組みになります。 地元食材を活用した食育や地産地消を推進することで、子どもたちの浜田への愛着を育み、「子どもにも保護者にもやさしい浜田市」としての魅力向上につながると考えます。	教育総務課	ご提案ありがとうございます。 お見込みのとおり、今後、少子化に伴い給食提供食数の減少が生じると見込まれ、その場合、市内3高校へ提供する食数の調理業務を請け負うことは可能になると考えます。 一方で、市内の各学校給食センターにおいては施設の老朽化が進んでおり、今後、全ての施設を維持しながら調理を続けていくのか、給食提供食数の縮小に合わせ、施設も縮小していくのか、慎重に検討してまいりたいと考えます。

第2次浜田市総合振興計画 R7年度進捗評価資料に係る委員意見と回答

No.	委員名	資料 番号	ページ	項目	意 見	担当課	回 答
29	佐々岡 真 理	6	19	F 防災	災害避難所(学校体育館等)への空調設備導入について(エネルギー分散化提案) 近年猛暑や豪雨、地震などの自然災害が増加しており、熊本地震での被災状況の中で避難所になる施設の空調設備は重要である事を認識させられている。現在浜田市内の学校体育館空調設備がなく、夏場の避難所生活では子どもから高齢者まで熱中症による死亡の危険性が高まります。 避難所(学校体育館等)への空調設備の導入について、現時点で浜田市エリアでの空調は電気式に偏っており大規模停電時に空調が使えないケースが発生します。大型発電機・太陽光・蓄電池設備ではコストが高く空調に対応できる設備は高額となります。ガス空調(自立型GHP)はバッテリーでの空調運転が可能です。エネルギー分散化(電気・ガス)によるベストミックスを検討して頂けると”災害時でも安心安全に避難できる避難所”となると思います。またランニングコストもガス空調(都市ガス)であればコストが抑えられます。	防災安全課 教育総務課	指定避難所としている学校体育館等のうち、県立体育館や県立武道館など一部の施設には空調設備が設置されていますが、多くの施設には設置されていません。防災安全課としては設置が望ましいと考えますが、判断は平時の使用目的を踏まえ施設所管課が行うものと考えております。また、現在の空調設備は電気式に偏り、大規模停電時に使用できなくなるおそれがあることから、ガス設備(自立型GHP等)も含めたエネルギー源の分散化やランニングコストの観点についても、施設所管課と共有し検討を働きかけてまいります。 学校施設への空調設備導入につきましては、令和元年度に普通教室への設置が完了し、現在は特別教室への設置を進めております。教育施設としての学校体育館への空調設置につきましては、現時点では計画しておりません。
30	佐々岡 真 理	6	22		大阪行き夜行バスの再開について(提案) 浜田市から大阪への夜行バスを再開し、仕事や学校が終わった後でも気軽に大阪へ行ける交通環境を整えていただきたいです。「浜田で仕事をして、そのまま夜行バスに乗れば、朝には大阪に着いている」という利便性が実現すれば、都市部との距離を感じにくくなり、若者の定住や移住促進にもつながります。 また、大阪方面からも乗り換えなしで浜田を訪れることができるため、観光客の増加や交流人口の拡大が期待できます。石見神楽や日本遺産、海や温泉など浜田の豊かな観光資源に触れてもらう機会が増え、地域の魅力を広く発信することにもつながります。 東京へは飛行機、大阪へは夜行バスというアクセス環境を整えることで、浜田市の暮らしやすさと利便性が向上し、人口減少対策や地域活性化にも大きく貢献すると考えます。	まちづくり社会教育課 交通対策室	現在、浜田大阪間を繋ぐ高速バスについては、夜行バスが運行しておりませんが、令和8年9月17日からJRバス中国が一部運行を変更し、夜行便を運行すると発表がありましたので、ご提案についての回答に代えさせていただきます。

総合振興計画、定住自立圏共生ビジョンの進捗管理体制について

令和 4 年度（2022 年度）から「第 2 次浜田市総合振興計画後期基本計画」に定める目標に対する進捗状況について、内部評価を行うとともに、浜田市総合振興計画審議会による検証（意見交換）を行うものとしています。

1 第 2 次浜田市総合振興計画後期基本計画の進捗管理

(1) 計画期間	2022 年度～2026 年度（5 年間）の 4 年目
(2) 目 標 数	159 項目 ※うち総合戦略 133 項目
(3) 評価方法	目標値に対する 2025 年度（令和 7 年度）実績値について、進捗状況の内部評価を行う。 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第 2 世代交付金）を活用した事業についても検証を行う。
(4) 様 式	別紙 資料 3 資料 4 資料 5

2 浜田市定住自立圏共生ビジョンの進捗管理

(1) 計画期間	2022 年度～2026 年度（5 年間）の 4 年目
(2) 成果指標数	56 項目
(3) 評価方法	総合振興計画と同様。 成果指標の 56 項目については総合振興計画から抽出しているため、同じ進捗評価とする。
(4) 様 式	別紙 資料 6

3 進捗管理体制

(1) 内部協議

①名 称	総合振興計画等進捗管理会議
②構 成	21 名 ※市長、副市長、教育長及び部長（部長に相当する職位の者を含む。）及び市長が指名する職員をもって構成。

(2) 外部体制

①名 称	浜田市総合振興計画審議会
②委 員	25 名 ※団体推薦及び公募委員
③任 期	4 年間（2026 年度～2029 年度）
④所掌事務	「第 2 次浜田市総合振興計画」、「浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「浜田市定住自立圏共生ビジョン」の進捗管理

4 進捗管理スケジュール

〔2026 年度〕

時期		事務局・議会	内部（会議）	外部（審議会）
5 月	上旬	達成状況等各部照会		
	中旬			
	下旬			
6 月	上旬	達成状況等各部回答		
	中旬	校正作業		
	下旬			
7 月	上旬			
	中旬			
	下旬		進捗管理会議（7 月 27 日）	
8 月	上旬			
	中旬			第 3 回審議会（8 月 19 日） ・ 内部評価説明 ・ 意見交換・検証
	下旬			
9 月	上旬	進捗管理 議会報告 （総務委員会）		
	中旬			
	下旬	進捗管理 議会報告 （全員協議会）		

第 2 次浜田市総合振興計画後期基本計画の進捗管理方法について

1 第 2 次浜田市総合振興計画

第 2 次浜田市総合振興計画では、平成 28（2018）年度から 10 年間の本市の目指すべきまちの姿を明らかにするとともに、その実現のための施策の方針を示しています。この計画は、基本構想と基本計画で構成されています。

基本構想は、我が国を取り巻く時代背景や本市における課題、目標年次（令和 7（2026）年度）における将来像と基本理念、今後の人口展望、部門別施策の基本方針、土地利用構想を示し、10 年間のまちづくりの方向性を明らかにしたものです。

基本計画は、基本構想に掲げた将来像の実現にむけた具体的な施策を体系的に示しており、平成 28（2018）年度から令和 3（2021）年度までの 6 年間を前期とし、令和 4（2022）年度から 4 年間の後期計画を令和 3（2021）年度に策定しました。

本来であれば、令和 7（2025）年度をもって計画期間終了となるところでしたが、改選後の市長の方針を踏まえた総合振興計画を策定するため、また、同じく改選後の市議会に対しても十分な説明を行う必要があるため、計画期間を 1 年延長することとし、令和 7 年 9 月浜田市議会定例会議において議決されました。

これに伴い、令和 8（2026）年度における目標数値を追加しました。

また、総合振興計画後期基本計画と一体化した浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び浜田市定住自立圏共生ビジョンについても、同様の取扱いを行うこととしました。

2 基本指標

第 2 次浜田市総合振興計画後期基本計画では、3 つの基本指標を掲げています。

3 つの基本指標：人口、出生数、社会増減数

3 部門別施策の基本方針について

第 2 次浜田市総合振興計画の部門別施策の基本方針の施策の体系に示す主要施策ごとに、令和 7 年度（令和 8 年 3 月末現在）における施策の進捗状況（取組と成果）と今後の展開、代表的な目標指標の達成状況を整理します。

4 目標指標の評価基準について

目標年度である令和 8（2026）年度に向けた当該年度の達成状況を以下の考えにより示します。

（１）達成率計算方法（目標に対する当該年度の達成率）

ア．基本的な考え方

令和 8（2026）年度目標値に向けた単年度の目標値を設定し、各年度の目標値に対する達成率（実績値／目標値）を算出します。「維持」や「抑制」など達成率がマイナス値等となりうる目標値は、達成率によらない評価方法とします。

また、令和 8（2026）年度目標値までの達成状況については、グラフ表示により分かりやすい表記とします。

イ．算出方法

① 増加目標 144 項目

計算式： 実績値／目標値（当該年度）

〈目標例〉

Ⅲ 夢を持ち郷土を愛する人を育むまち【教育文化部門】

5 歴史・文化の伝承と創造 ～将来へ芸術・文化財を守り伝える～

1 芸術文化の振興

目 標	現状値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 8 年度)	目標・指標の説明
石央文化ホール利用者数の増加	年 間 11,473 人	193,500 人	石央文化ホールの年間利用者数の令和 4～8 年度の累計

② 減少目標 4 項目

計算式： 目標値(当該年度)／実績値

〈目標例〉

Ⅳ 自然環境を守り活かすまち【環境部門】

2 循環型社会の構築 ～経済と環境が好循環するグリーン社会に向けて～

1 4 つの「R」によるごみの減量化の推進

目 標	現状値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 8 年度)	目標・指標の説明
総ごみ排出量の減少	19,370 t	17,140 t	年間の総ごみ排出量

- ③ 維持目標 7 項目
達成率を算出せず、「－」で表示

〈目標例〉

I 活力ある産業を育て雇用をつくるまち【産業経済部門】

1 水産業の振興 ～水産浜田を未来へつなぐ～

1 地元漁船の存続

目 標	現状値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 8 年度)	目標・指標の説明
沖合底びき網漁船団の維持	4 ヶ統	4 ヶ統	市内の漁港を根拠地として沖合底びき網漁業を行う船団数

- ④ 増加の抑制、減少の抑制 4 項目
達成率を算出せず、「－」で表示

〈目標例〉

II 健康でいきいきと暮らせるまち【健康福祉部門】

4 高齢者福祉の充実 ～総合的な相談・支援体制の構築を目指して～

2 介護予防と生活支援体制の充実

目 標	現状値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 8 年度)	目標・指標の説明
要介護認定率増加の抑制(要介護者のみ)	18.4%	19.3%	65 歳以上の高齢者のうち、要介護 1 から 5 までに該当する認定者の割合

(2) 進捗評価の基準

評価は「A」「B」「C」の3段階評価とし、各目標値に対する評価基準は下記表のとおりとします。

評価	目標値ごとの評価方法					
	増加目標 (144 項目)	減少目標 (4 項目)	維持目標 (7 項目)		増加の抑制または減少の抑制目標 (4 項目)	
A 順調	100%以上	100%以上	当該年度目標値を維持または向上		当該年度目標の達成	
B 一定の進捗がある	99%～50%	99%～50%	当該年度目標値より 後退	前年度より 向上	目標 未達成	前年度より 向上
C 遅れている	49%以下	49%以下		前年度と同 値または 後退		前年度と同値 または 後退

第 2 次浜田市総合振興計画後期基本計画の進捗評価について (令和 7 (2025) 年度総括)

令和 4 (2022) 年度から令和 8 (2026) 年度を計画期間とする第 2 次浜田市総合振興計画後期基本計画について、4 年目 (令和 7 年度) の進捗状況の検証を実施しました。

1 基本指標

令和 7 年度末現在の基本構想に掲げる「人口」・「出生数」・「社会増減数」の 3 つの基本指標は、人口 47,023 人、出生数 194 人、社会増減数▲323 人となりました。

基本指標	基本構想策定時	2025 年度 目標・推計値	2025 年度 実績値	2026 年度 目標値
人 口 (住民基本台帳)	平成 27 年度末 56,159 人	47,800 人	47,023 人	47,100 人
出 生 数 (住民基本台帳)	平成 26 年度実績値 442 人	300 人	194 人	300 人
社会増減数 (住民基本台帳)	平成 26 年度実績値 ▲319 人	▲286 人	▲323 人	▲224 人

10 年間の人口の推移 ※住民基本台帳によるもの

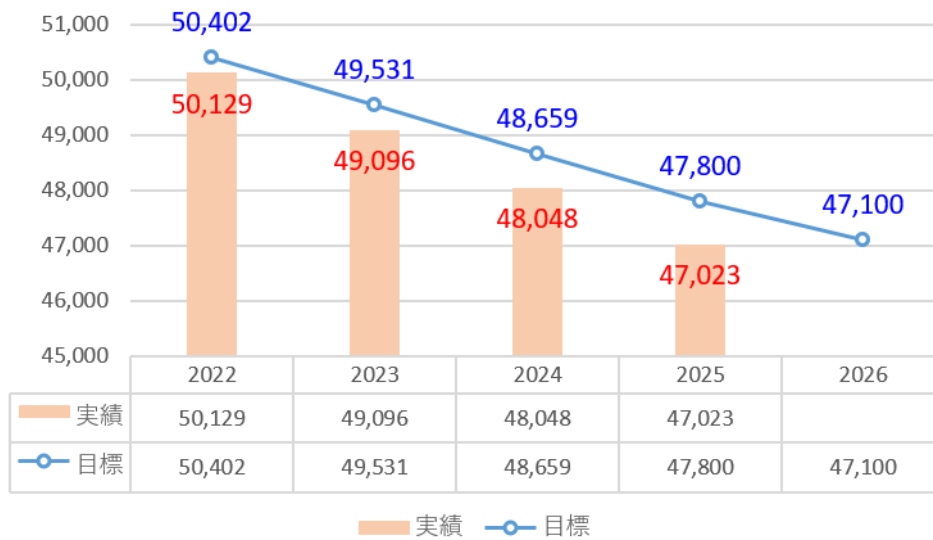
年度集計

(単位：人)

年度	人口 (3月31日時点)	社会増減			自然増減			人口増減 ⑦ (③+⑥)
		転入等 ①	転出等 ②	増減 ③ (①-②)	出生 ④	死亡 ⑤	増減 ⑥ (④-⑤)	
H 2 8	55,553	1,994	2,112	▲ 118	392	876	▲ 484	▲ 602
H 2 9	54,586	1,702	2,175	▲ 473	396	890	▲ 494	▲ 967
H 3 0	53,710	1,818	2,184	▲ 366	374	879	▲ 505	▲ 871
R 元	52,834	1,799	2,095	▲ 296	342	921	▲ 579	▲ 875
R 2 ★	52,145	1,775	1,945	▲ 170	296	815	▲ 519	▲ 689
R 3	51,057	1,505	1,963	▲ 458	302	932	▲ 630	▲ 1,088
R 4	50,129	1,844	2,073	▲ 229	283	972	▲ 689	▲ 918
R 5	49,096	1,647	2,033	▲ 386	243	890	▲ 647	▲ 1,033
R 6	48,048	1,557	1,879	▲ 322	241	955	▲ 714	▲ 1,036
R 7 ★	47,023	1,594	1,917	▲ 323	194	896	▲ 702	▲ 1,025
10年平均		1,724	2,038	▲ 314	306	903	▲ 596	▲ 910

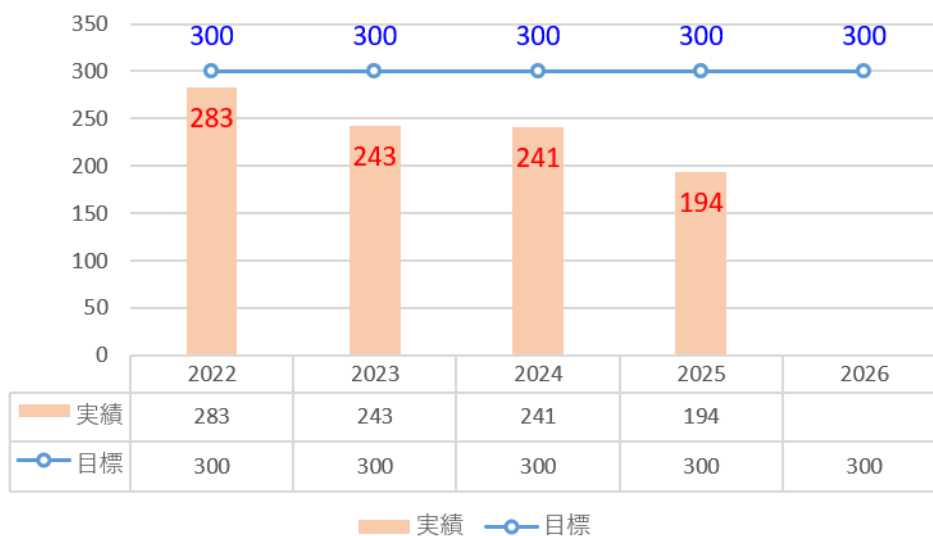
★は国勢調査があった年

(1) 人口



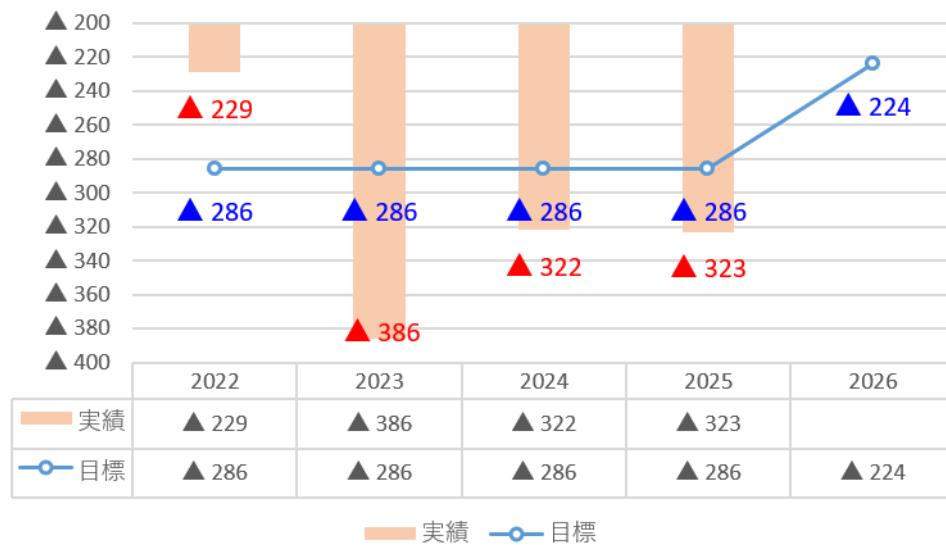
人口については、10年（H28→R7）で8,530人の減（▲15.4%）、直近4年（R4→R7）で3,100人の減。減少ペースは10年平均よりやや大きく、歯止めがかかっていない状況です。

(2) 出生数



出生数については、10年間（H28：392人→R7：194人）でほぼ半減し、直近4年平均で240人、10年平均の306人よりも約2割少なく、減少ペースがさらに加速している状況です。

(3) 社会増減数



社会増減については、10年平均が314人、直近4年平均が315人となっており、ほぼ同水準で、横ばいに推移しています。近年で突出した悪化は見られません。

〔まとめ〕

社会増減は、10年平均、直近4年平均ともに▲310人台で安定している一方、出生数は10年平均からさらに落ち込みが進んでおり、人口減少の加速は「社会減の悪化」ではなく「出生数減少の加速」によるところが大きいと言えます。

出生数は、減少ペースが加速しているため、結婚・出産・子育て支援など少子化対策の強化が急務です。

また、社会増減は現状横ばいながら▲310人台で推移し続けており、引き続き転入促進・転出抑制（移住定住支援、雇用創出など）に取り組むことで、人口減少ペース全体を緩和できる余地があります。

浜田市の人口における社会増減の状況

（令和 6 年～令和 7 年）

令和 8 年 7 月

地域政策部 政策企画課

10年間の人口の推移※住民基本台帳による

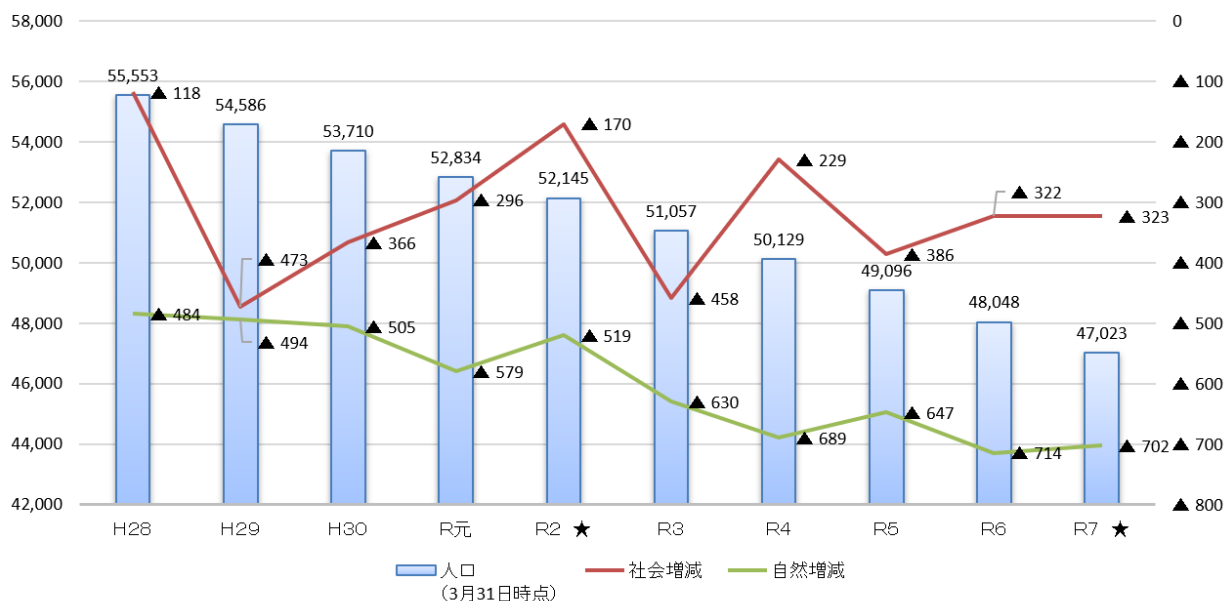
年度集計

(単位:人)

年度	人口 (3月31日時点)	社会増減			自然増減			人口増減 ⑦ (③+⑥)
		転入等 ①	転出等 ②	増減 ③ (①-②)	出生 ④	死亡 ⑤	増減 ⑥ (④-⑤)	
H28	55,553	1,994	2,112	▲ 118	392	876	▲ 484	▲ 602
H29	54,586	1,702	2,175	▲ 473	396	890	▲ 494	▲ 967
H30	53,710	1,818	2,184	▲ 366	374	879	▲ 505	▲ 871
R元	52,834	1,799	2,095	▲ 296	342	921	▲ 579	▲ 875
R2 ★	52,145	1,775	1,945	▲ 170	296	815	▲ 519	▲ 689
R3	51,057	1,505	1,963	▲ 458	302	932	▲ 630	▲ 1,088
R4	50,129	1,844	2,073	▲ 229	283	972	▲ 689	▲ 918
R5	49,096	1,647	2,033	▲ 386	243	890	▲ 647	▲ 1,033
R6	48,048	1,557	1,879	▲ 322	241	955	▲ 714	▲ 1,036
R7 ★	47,023	1,594	1,917	▲ 323	194	896	▲ 702	▲ 1,025
10年平均		1,724	2,038	▲ 314	306	903	▲ 596	▲ 910

★は国勢調査があった年

人口、社会増減及び自然増減の推移(年度集計)



【分析】

社会増減は、10年平均、直近4年平均ともに▲310人台で安定している一方、出生数は10年平均からさらに落ち込みが進んでおり、人口減少の加速は「社会減の悪化」ではなく「出生数減少の加速」によるところが大きいと言えます。

出生数は、減少ペースが加速しているため、結婚・出産・子育て支援など少子化対策の強化が急務です。

また、社会増減は現状横ばいながら▲310人台で推移し続けており、引き続き転入促進・転出抑制（移住定住支援、雇用創出など）に取り組むことで、人口減少ペース全体を緩和できる余地があります。

令和 7 年の県内、県外別の転入・転出の状況

※島根県人口移動調査によるもので、住民基本台帳の数値とは異なります。

(単位：人)

転入 ①		全体	男			女		
				県外	県内		県外	県内
1	転勤	438	345	171	174	93	39	54
2	就職（求職中を含む。）	289	161	131	30	128	105	23
3	転職・転業	110	69	59	10	41	34	7
4	就学・卒業など	119	66	57	9	53	49	4
5	結婚・離婚・縁組・離縁など	104	34	10	24	70	33	37
6	住宅（新築・購入・賃借など）	39	18	3	15	21	3	18
7	退職・家族の事情	175	85	70	15	90	60	30
8	その他	80	42	28	14	38	16	22
	同伴者	229	80	43	37	149	77	72
	不明	7	4	3	1	3	1	2
合計		1,590	904	575	329	686	417	269

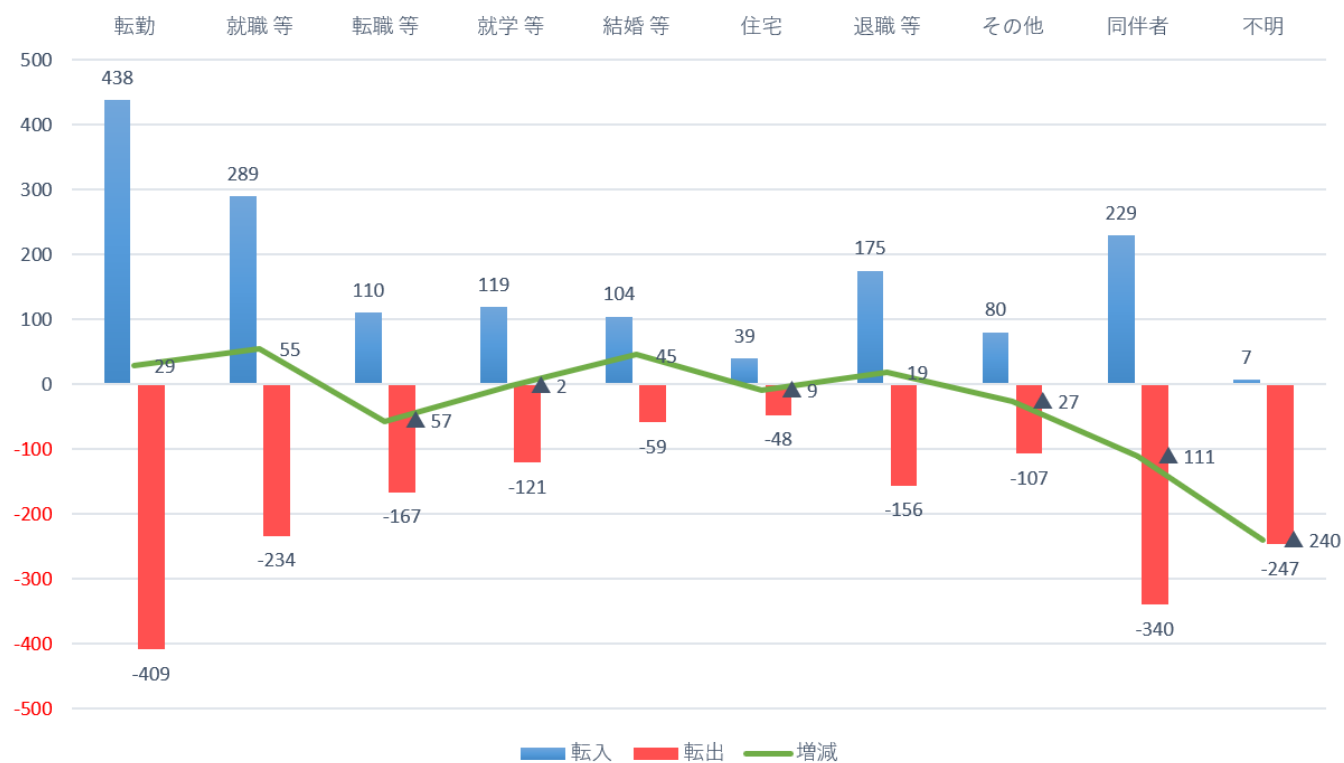
(単位：人)

転出 ②		全体	男			女		
				県外	県内		県外	県内
1	転勤	409	308	132	176	101	31	70
2	就職（求職中を含む。）	234	123	75	48	111	82	29
3	転職・転業	167	84	68	16	83	71	12
4	就学・卒業など	121	62	47	15	59	48	11
5	結婚・離婚・縁組・離縁など	59	22	7	15	37	18	19
6	住宅（新築・購入・賃借など）	48	28	6	22	20	6	14
7	退職・家族の事情	156	71	45	26	85	48	37
8	その他	107	49	25	24	58	38	20
	同伴者	340	108	53	55	232	118	114
	不明	247	154	154	0	93	93	0
合計		1,888	1,009	612	397	879	553	326

(単位：人)

社会増減 (①-②)		全体	男			女		
				県外	県内		県外	県内
1	転勤	29	37	39	▲ 2	▲ 8	8	▲ 16
2	就職（求職中を含む。）	55	38	56	▲ 18	17	23	▲ 6
3	転職・転業	▲ 57	▲ 15	▲ 9	▲ 6	▲ 42	▲ 37	▲ 5
4	就学・卒業など	▲ 2	4	10	▲ 6	▲ 6	1	▲ 7
5	結婚・離婚・縁組・離縁など	45	12	3	9	33	15	18
6	住宅（新築・購入・賃借など）	▲ 9	▲ 10	▲ 3	▲ 7	1	▲ 3	4
7	退職・家族の事情	19	14	25	▲ 11	5	12	▲ 7
8	その他	▲ 27	▲ 7	3	▲ 10	▲ 20	▲ 22	2
	同伴者	▲ 111	▲ 28	▲ 10	▲ 18	▲ 83	▲ 41	▲ 42
	不明	▲ 240	▲ 150	▲ 151	1	▲ 90	▲ 92	2
合計		▲ 298	▲ 105	▲ 37	▲ 68	▲ 193	▲ 136	▲ 57

令和7年の転入・転出の状況



移動理由別社会増減の令和6年と令和7年の比較

※島根県人口移動調査によるもので、住民基本台帳の数値とは異なります。

(単位：人)

令和6年度（3月から4月まで） 移動理由	全体			男			女		
	転入数 ①	転出数 ②	社会増減 (①-②)	転入数 ③	転出数 ④	社会増減 (③-④)	転入数 ⑤	転出数 ⑥	社会増減 (⑤-⑥)
1 転勤	419	403	16	337	305	32	82	98	▲ 16
2 就職（求職中を含む。）	303	277	26	168	150	18	135	127	8
3 転職・転業	93	154	▲ 61	68	84	▲ 16	25	70	▲ 45
4 就学・卒業など	107	127	▲ 20	51	63	▲ 12	56	64	▲ 8
5 結婚・離婚・縁組・離縁など	90	82	8	27	32	▲ 5	63	50	13
6 住宅（新築・購入・賃借など）	34	67	▲ 33	16	37	▲ 21	18	30	▲ 12
7 退職・家族の事情	160	183	▲ 23	82	100	▲ 18	78	83	▲ 5
8 その他	83	86	▲ 3	44	44	0	39	42	▲ 3
同伴者	236	319	▲ 83	75	108	▲ 33	161	211	▲ 50
不明	6	176	▲ 170	1	119	▲ 118	5	57	▲ 52
合 計	1,531	1,874	▲ 343	869	1,042	▲ 173	662	832	▲ 170

(単位：人)

令和7年度（3月から4月まで） 移動理由	全体			男			女		
	転入数 ①	転出数 ②	社会増減 (①-②)	転入数 ③	転出数 ④	社会増減 (③-④)	転入数 ⑤	転出数 ⑥	社会増減 (⑤-⑥)
1 転勤	438	409	29	345	308	37	93	101	▲ 8
2 就職（求職中を含む。）	289	234	55	161	123	38	128	111	17
3 転職・転業	110	167	▲ 57	69	84	▲ 15	41	83	▲ 42
4 就学・卒業など	119	121	▲ 2	66	62	4	53	59	▲ 6
5 結婚・離婚・縁組・離縁など	104	59	45	34	22	12	70	37	33
6 住宅（新築・購入・賃借など）	39	48	▲ 9	18	28	▲ 10	21	20	1
7 退職・家族の事情	175	156	19	85	71	14	90	85	5
8 その他	80	107	▲ 27	42	49	▲ 7	38	58	▲ 20
同伴者	229	340	▲ 111	80	108	▲ 28	149	232	▲ 83
不明	7	247	▲ 240	4	154	▲ 150	3	93	▲ 90
合 計	1,590	1,888	▲ 298	904	1,009	▲ 105	686	879	▲ 193

(単位：人)

令和6年度→令和7年度の増減 (令和7年-令和6年)	全体			男			女		
	転入数 ①	転出数 ②	社会増減 (①-②)	転入数 ③	転出数 ④	社会増減 (③-④)	転入数 ⑤	転出数 ⑥	社会増減 (⑤-⑥)
1 転勤	19	6	13	8	3	5	11	3	8
2 就職（求職中を含む。）	▲ 14	▲ 43	29	▲ 7	▲ 27	20	▲ 7	▲ 16	9
3 転職・転業	17	13	4	1	0	1	16	13	3
4 就学・卒業など	12	▲ 6	18	15	▲ 1	16	▲ 3	▲ 5	2
5 結婚・離婚・縁組・離縁など	14	▲ 23	37	7	▲ 10	17	7	▲ 13	20
6 住宅（新築・購入・賃借など）	5	▲ 19	24	2	▲ 9	11	3	▲ 10	13
7 退職・家族の事情	15	▲ 27	42	3	▲ 29	32	12	2	10
8 その他	▲ 3	21	▲ 24	▲ 2	5	▲ 7	▲ 1	16	▲ 17
同伴者	▲ 7	21	▲ 28	5	0	5	▲ 12	21	▲ 33
不明	1	71	▲ 70	3	35	▲ 32	▲ 2	36	▲ 38
合 計	59	14	45	35	▲ 33	68	24	47	▲ 23

【傾向】

島根県人口移動調査においては、昨年度の結果と比較し、就職（＋29人）、結婚・離婚等（＋37人）、退職・家族の事情（＋42人）、住宅（＋24人）に加え、転勤や就学による社会増減は改善の傾向を示しましたが、同伴者や転職・転業が依然として社会減の大きな要因となっている傾向にあります。

なお、「不明」は Web 手続きにより移動理由が未入力となったものを含むため傾向分析の対象からは除いています。